

伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるため、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施する民間保育所を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する民間保育所が実施する、「保育緊急確保事業補助金の国庫補助について」（平成26年5月29日府政共生第383号内閣府事務次官通知）別紙保育緊急確保事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）第3条中、保育士等処遇改善臨時特例事業に定める事業、及び保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について（雇児発0529第24条平成26年5月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）別紙保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に定める事業とする。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象とする施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置された民間保育所で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民間施設給与等改善費（児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日付厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）に規定する民間施設給与等改善費をいう。）の加算が停止されていないこと。
- (2) 国要綱及び国通知に掲げる保育所職員処遇改善計画書（交付見込額は、神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）別添6保育士等処遇改善臨時特例事業実施要領第6（2）に規定する別紙3-1

により算出した額とする。を作成し、その保育所職員に対してその計画書の内容について周知していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国実施要綱の4の(3)②に規定する算式1及び算式2でそれぞれ算出した額の合計額とする。ただし、補助事業に要した経費に対し寄附金その他収入がある場合にはその額を控除した額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、国通知に基づき、保育所職員(経営等に携わる法人の役員である職員は除く。)の賃金改善に要する経費とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育所職員処遇改善計画書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第8条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育所職員処遇改善計画書

(2) その他市長が必要と認めた書類

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定した場合は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助事業の完了前に交付するものとする。

2 前項の規定により保育士等処遇改善臨時特例補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条に規定する実績報告は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書（第9号様式）により、当該会計年度終了後、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 保育所職員処遇改善実績報告書（第10号様式）

(2) その他市長が必要と認めた書類

（交付金額の確定）

第13条 市長は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて交付金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第9条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、既に確定額を超える交付金が交付されているときは、当該交付金の交付を受けた者は、確定額を超える部分の交付金を返還しなければならない。

（書類の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年12月26日告示第179号）

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月10日告示第21号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 千円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 保育所職員処遇改善計画書
- (2) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第6条関係）

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善計画書（ 年度）

(1) 賃金改善について

①	交付見込額		円
②	賃金改善所要見込総額		円
③	賃金改善実施期間	年 月 ~ 年 月	

(2) 保育士に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額		円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）	
③	賃金改善を行う方法	(留意点)	
		一人当たりの賃金改善月額等についても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

(3) 保育士以外の職員に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額		円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当（ ）、賞与（一時金）、その他（ ）	
③	賃金改善を行う方法	(留意点)	
		一人当たりの賃金改善月額等についても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。	

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

保育所名
代表者名

印

処遇改善計画書の記入について

「（１）賃金改善について」及び「（２）保育士に係る賃金改善について」の記入は必須である。保育士以外の職員に対する賃金改善を実施する場合は、「（３）保育士以外の職員に係る賃金改善について」にも記入すること。

（１）賃金改善について

①の「交付見込額」

交付見込額４の（１）の第一号により算出された額を記入すること。

②の「賃金改善所要見込総額」

上記①の「交付見込額」以上の賃金改善が見込まれた計画を作成することが支給の要件となる

④ 「賃金改善実施期間」

実際に賃金改善を行う期間を記入すること（原則は４月から翌年３月までの１２か月）

なお、一時金の支払いのみであっても賃金改善実施期間は原則４月から翌年３月までの１２か月となる。

（２）保育士に係る賃金改善について

②の「賃金改善を行う給与項目」

実際に賃金改善を実施する項目に○を付けること。手当を新設する場合は（ ）にその名称を記入すること。「その他」の場合は（ ）に具体的に記入すること。

③の「賃金改善を行う方法」

賃金改善を行う給与項目、額、一人当たりの平均賃金改善額を具体的に記入すること。

（例）

基本給を４月から一人平均〇〇円改善するとともに、〇〇手当として一人平均〇〇円を勤務の評価により〇年〇月から〇月に支給する予定。

一時金として〇年〇月に、一人平均〇〇円を支給する予定。

（３）保育士以外の職員に係る賃金改善について

保育士以外の賃金改善を実施する場合については、「（２）保育士に係る賃金改善について」の例により記入すること。

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第8条関係）

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更交付申請額 千円
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類
 - (1) 保育所職員処遇改善計画書
 - (2) その他市長が必要と認めた書類

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額) 千円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(事務担当は、)

第6号様式（第10条関係）

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

次のとおり伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を
審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 | 既交付額 | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 | 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第9号様式（第12条関係）

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 交付決定額 | 千円 |
| 2 実績額 | 千円 |
| 3 不用額 | 千円 |
| 4 添付書類 | |
| (1) 保育所職員処遇改善実績報告書 | |
| (2) その他市長が必要と認めた書類 | |

第10号様式（第12条関係）

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善実績報告書（ 年度）

(1) 処遇改善実績

①	交付総額		円
②	賃金改善実施期間	年 月 ~ 年 月	
③	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）		円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額		円
④	賃金改善に使用しなかった交付額（返還額） （①-③）		円

(2)

(3) 保育士に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）		円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）		円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）		円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）	
	改善した給与の項目		
	賃金改善の具体的な方法		
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）		円

イ非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）	円

(4) 保育士以外の職員に係る処遇改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））	人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）	円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）	円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）	円
⑧	賃金改善の方法	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）
	改善した給与の項目	
	賃金改善の具体的な方法	

⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） (⑦÷③)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

年 月 日

保育所名
代表者名

印

実績報告書の記入について

(1) 処遇改善実績

①の「交付総額」

本事業により交付された事業費の総額を記入すること。

②の「賃金改善実施期間」

処遇改善計画書に記載した期間を記入すること。

③の「賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）」

千円未満の端数は切り捨てること。

法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各保育所の賃金改善方法に応じた適切な方法により算出すること。なお、積算内訳（様式任意）を添付すること。

（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額

法定福利費等の事業主負担増加額（円単位）を記入すること。

④の「賃金改善に使用しなかった交付額（返還額）」

(1)の①の「交付総額」から(1)の③の「賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）」を差し引いた額が千円以上である場合に、その額を記入すること。

(2) 保育士に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

「常勤職員」の定義

一 常勤専従

施設が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、施設内の他の職種及び併設施設等の他の職務に従事しない者

二 常勤兼務

施設が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、施設内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者

①の「対象職員（実人員）」

「対象となる職員の範囲」に該当する職員について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

②の「賃金改善を実施した職員（実人員）」

上記①の「対象職員（実人員）」のうち賃金改善を実施した職員について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

③の「対象職員（常勤換算数）」

「対象となる職員の範囲」に該当する職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

【換算数】

常勤専従以外の者について、施設の所定労働時間すべてに従事した職員1人を「1.0人」とした場合の勤務時間人数をいう。

【換算数の算出】

その職務に従事した勤務時間を施設の通常の勤務時間で除した数値を、少数点第2位を四捨五入し、少数点以下第1位まで算出する。得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と記入。

※ 常勤専従は換算数の算出の必要はないこと。

【換算数の計算式】 $A \div I$

A：職員の1か月の勤務延時間数

I：施設が定めている1週間の勤務時間（所定労働時間）×4（週）

※ 換算数の算出には残業時間は含めないこと

④の「賃金改善を実施した職員（常勤換算数）」

上記③の「対象職員（常勤換算数）」のうち賃金改善を実施した職員の常勤換算数について、賃金改善実施期間（原則12ヶ月）における延べ人数（人月）を記入すること。

⑤の「支給した賃金総額」

上記③の「対象職員（常勤換算数）」に対して支給した賃金総額（円単位）を記入すること。

⑥の「職員一人当たりの賃金月額」

⑤の「支給した賃金総額」の額を③の「対象職員（常勤換算数）」の人数で除した額（一円未満切り捨て）を記入すること。

⑦の「賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）」
法定福利費等の事業主負担増加額を除いた額（円単位）を記入すること。

⑧の「賃金改善の方法」

改善した給与の項目に○印を付けること。その他は（ ）に具体的に記入すること。

賃金改善の具体的な方法については、できるだけ具体的に記入すること。

（例）基本給のベースアップで月額〇〇円支給し、〇年〇月に一時金として〇〇円を支給。

なお、（２）の①「対象職員（実人員）」と②「賃金改善を実施した職員（実人員）」に差が生じている場合は、賃金改善を実施した者の選定方法（例：勤続年数により選定など）や具体的な賃金改善方法について記入すること。

（例）勤続年数〇年以上の職員を対象に賃金改善を実施した。

勤続年数〇年以上の職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

勤続年数〇年までの職員にベースアップで月額〇〇円支給した。

⑨の「一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て）」

④「賃金改善を実施した職員（常勤換算数）」の額を③「対象職員（常勤換算数）」の額で除した額

（一円未満切り捨て）を記入すること。

イ 非常勤職員

「非常勤職員」の定義

常勤以外の職員

（３）保育士以外の保育所職員に係る処遇改善実績

（２）の例により記入すること。

年度伊勢原市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | |
|------------------|----|
| 1 交付金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 交付金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）